

第6回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月9日(金) 午後1時30分から午後5時15分

2. 開催場所 糸島市役所 11・12号会議室

3. 出席委員(18人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(1人)

11番 磯部絹代

5. 議事日程

議事

議案第46号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第47号 農地所有適格法人の適格確認について

議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第50号 農地改良届出について

議案第51号 非農地証明願について

議案第52号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

議案第53号 糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

議案第54号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

議案第55号 糸島市住宅に付属する農地指定申請について

その他

- 1) 農地移動適正化あっせん申出てん未届について (報告)
- 2) 農地移動適正化あっせん申出取り下げについて (報告)
- 3) 新規就農ヒアリング資料について
- 4) 農地対策委員会B班報告について
- 5) 農政対策委員会報告について
- 6) 農業経営改善計画認定申請者一覧表 (7月認定分の資料)
- 7) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	赤	嶺	尚	人

事務局 西原職務代理人による開会挨拶と総会成立宣言を行います。
引き続き、西原職務代理人の音頭で農業委員会憲章の唱和を行います。
よろしくをお願いします。

職務代理人 皆様こんにちは。台風8号が直撃したわけですが、被害はなくて非常によかったと思っておりますが、それ以降、非常に高温で推移しております。皆さんも十分休養をとられ、水分をとりながら農作業に頑張ってもらいたいと思っております。
それでは、ただいまより第6回糸島市農業委員会総会を開催いたします。
本日は磯部絹代委員の欠席の連絡を受けております。本日の出席は現在18名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。
続きまして、農業委員会憲章を唱和しますので、皆さんご起立の上、よろしくお願いたします。

【農業委員会憲章唱和】

ありがとうございました。

事務局 内野会長の議長挨拶をお願いします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いします。

議 長 — 省 略 —
それでは、議事録署名人を指名いたします。成吉隆義委員と宗孝幸委員を指名いたします。
それでは、審議に入ります。事務局。

事務局 議案書の2ページをお願いいたします。
議案第46号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び推進委員の選任、並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。
それでは、事務局から内容を説明させていただきます。
受付番号1番。
【議案書に基づき読み上げて説明】

農地の場所につきましては3ページをお願いいたします。県道大野城二丈線の高江橋から130メートルほど南にございます。こちらが農地の所在でございます。

続きまして、2番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

農地の場所につきましては5ページをお願いいたします。こちらは矢印で書いておりますが、県道福岡志摩線の吉田バス停がございまして、ここから720メートルほど北東にございます。

続きまして、受付番号の3番です。

【議案書に基づき読み上げて説明】

場所につきましては7ページをお願いいたします。板持の田崎の公民館というのが矢印の方向にあるんですけども、こちらから北東へ280メートルほど行ったところの農地でございます。

議案書の68ページを開いていただきたいんですけども、30年の4月の総会で一度あっせんの譲受候補者を選定いただいておりますが、購入の意思がないということでてんまつの報告が上がってきております。今回改めまして譲受候補者の選定をお願いするものでございます。

以上説明を終わります。

議 長

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

番号1番井原の高江につきましては、あっせん推進委員を大原慎治委員、笠正則推進委員をお願いいたします。あっせん農業委員を井上孝治委員、三苦幹治委員よろしくをお願いいたします。

それから、受付番号2番の志摩吉田の件につきましては、あっせん推進委員を小川俊治委員、水上武久委員、吉村明信委員、あっせん農業委員を平野利延委員、藤嶋政秀委員、松尾幸子委員をお願いいたします。

それから、受付番号3番板持の件につきましては、あっせん推進委員を浅井修委員、有満義之委員、石丸昇委員、あっせん農業委員を成吉隆義委員、丸山文子委員をお願いいたします。

あっせん成立に向けてよろしくをお願いいたします。それでは、少し時間をとりますので、譲受候補者を選任してください。よろしく申し上げます。

(休 憩)

議 長 再開します。
譲受候補者の氏名の発表をお願いいたします。受付番号1番について譲受候補者の氏名をお願いいたします。

推進委員 受付番号1番、譲受候補者は■■■■さんと■■■■さんです。2名であります。以上です。

議 長 次に、受付番号2番の志摩吉田について譲受候補者の氏名をお願いいたします。

推進委員 2番の譲受候補者を■■■■、それと、■■■■さんです。

議 長 それでは、受付番号3番の板持については譲受候補者の氏名をお願いいたします。

推進委員 ■■■■さんをお願いします。前回候補者の2人あって断つてあるものですから、今回は1人でよかです。

議 長 それでは、事務局よりもう一度確認をお願いいたします。

事務局 確認いたします。受付番号1番ですけれども、井原の物件ですが、あっせん委員の推進委員が大原慎治推進委員、笠正則推進委員、あっせん委員の農業委員さんが井上孝治委員、三苫幹治委員です。譲受候補者が■■■■さん、■■■■さんの2名でございます。

受付番号2番志摩吉田の物件でございますが、あっせん委員の推進委員が小川俊治推進委員、水上武久推進委員、吉村明信推進委員です。あっせん委員の農業委員が平野利延委員、藤嶋政秀委員、松尾幸子委員。譲受候補者が■■■■と■■■■さんでございます。

受付番号3番板持の物件ですけれども、あっせん委員の推進委員が浅井修推進委員、有満義之推進委員、石丸昇推進委員、あっせん委員の農業委員さんですが、成吉隆義農業委員、丸山文子委員。譲受候補者ですが、■■■■さんでございます。

以上、確認をお願いいたします。

議 長 それでは、あっせん成立に向けてよろしくをお願いいたします。また、受付番号2番につきましてはあっせん推進委員さんが2名欠席してありますので、欠席の委員さんとも連絡を取り合っあっせんによろしく願ひい

たします。

議 長

それでは、次の議案に移ります。

事務局

議案書の8ページをお願いいたします。

議案第47号「農地所有適格法人の適格確認について」、ご審議をお願いいたします。事務局から内容説明をいたします。

まず、農地所有適格法人ということで余り聞きなれないかもしれませんが、一般の法人と農地所有適格法人の違いにつきましては、一般法人につきましては農地を借りてという要件がってきます。それで、所有ができないということですが、農地所有適格法人につきましては農地の権利を取得して農地を耕作、農業経営を行うことができる法人、いわゆる農地法の2条の第3項で定められた法人ということになりますので、今回申請がされている法人につきまして適格確認を行っていただくという内容でございます。

それでは、8ページですけれども、

【議案書に基づき読み上げて説明】

9ページの内容の説明に行きますけれども、農地所有適格法人の要件につきましては、適格審査表の(1)から(4)、こちらの4要件に適合するかどうかという判断となります。

まず、(1)の法人形態要件ということで①から④までございますが、④の株式会社に該当しまして、株式の譲渡制限の定めがあるものということで、14ページに定款を載せておりますが、第6条譲渡制限という規定を設けてあります。この関係から④に該当して(1)につきましては適合と判断しております。

(2)の事業要件でございますが、こちらにつきましては農産物の生産という記載がございます。こちらにつきましても11ページの履歴事項全部証明書、または13ページの定款にも書いてありますとおり、法人の目的というところで表記がございますので、①に該当ということで判断しております。

なお、法人の売り上げの過半をとということで、農業及び農業関連に関する事業で過半を超えなければならないということも要件となっておりますが、こちらは11ページに会社設立の年月日というところで載せておりますが、本年の7月8日に設立した法人ということですので、来年度の報告から適用といたしますか、糸島市に報告書が上がってきますので、そうい

一応自分のところのグループホーム内の障害者を使って作業をする。それと、糸島の方からも順調にいけば何人か雇ってするそうです。話は本当かどうか分かりませんが、話はかなり大きかったですね。既存のハウスが今高いですから、自分たちで足場の台がありますね、あれを自分たちで組んでハウスをつくる。あとは水耕みたいな感じでフルーツトマトをつくるということです。金額は相当なもので、実際はやっていないそうなんですけど、ネットとかで全部集めてきた資料でやってあります。今はやっています朝鮮人参も行く行くは水耕でやりたいと、そういう方でした。

今のところが荒れ地ですので、誰かにつくってもらわんとはいけませんので、頑張ってもらえると思ひまして第1調査部会では許可やむなしと思ひつて適格相当と判断しております。以上です。

議長 ただいま第1調査部会長より説明がありました。何か質問、意見がありましたら、お願いいたします。藤嶋委員。

7番 7番藤嶋ですけど、この営農業計画によって面積もありますけれども、予定金額、見込まれる金額4,500万円、どのような考え方ですか。もう少しちょっとわかりましたら。できるんですか。

調査部会長(10番) それは実際はやっていないけど、いろんなデータを集めたら、このくらいは可能なんじゃないかなということで出されているそうです。

議長 何か自分がしていると言わっしゃけんですね。あなたがやってあるんですかと聞いたら、いや、私はまだしたことはないんですけど、こういうふうにしてくださいと進めたところはこういうふうにあたっていますというごたふうで、物すごく話が大きいんですよ。そいけん、余りにも金額も多いですね。でも、私がこう言うとおりにすれば、こんだけ上がりますのでと言うて聞かっしゃれんというか、信じ込んでありますので、ああ、そうですかと言うしかなかったんですけど。

7番 わかりました。

議長 ほかにありましたら、どうぞ。
調査部会長が言いましたように、足場の鉄骨を組んでハウスを建てると言うことですので、時々見に行きたいなどは思っております。どういふふうにハウスを建てらっしゃるかですね。と思っております。
丸山委員。

6番 6番丸山です。これを見たら、農地がほとんど[]から買い入

れするという形なんですか。それを買ってのあれになるんですか。されるんですか。

調査部会長(10番)

今日3条に出ていますけれども、■■■■が倒産して、今、弁護士が管財人としてある、管財人から買うということです。3条に出ていますけど。

議長

買われるということ。

6番

■■■■の今の土地というか、建物とかハウスがありますよね。あれも利用されるということなんですか。込みでされるということですか。

この目的が障害者の方の通所型のB型とかA型とかいろいろ事業すると書いてありますけど、そこら辺の計画とか、何かその辺聞かれたんですか。

調査部会長(10番)

そこまでは言っていないけど、今3人取締役してありますね。一番若い方が20年ぐらいずっとトマト栽培をやってきたということで、そういう人が中心になってトマトはやっていくと。最初はトマトで、それから、キクラゲをやりたい。そのときにいろんなグループホームの中の人を使って加工とかいろんなことをやりますからということでございました。

議長

幾つでも持ってあるけん、順番でどんどんバスか何かで連れてこられるんですかと聞いたら、いや、自分たちのホームからは来ませんと言わっしゃとです。それで、糸島におらっしゃる障害者を使ってしますというごたふうで、えっと思ったんですけれども。そいけん、自分のホームからは連れてこないんですよ。こっちの糸島におられる方を使うと言うて、そういうふうな説明だったんです。

事務局

そうですね。今あったように、こちら母体が障害支援施設ということで、雇用計画というところでは、今おっしゃったように、糸島市の福祉課とも話をしておるところで、極力糸島市の方の雇用というお話も受けておるところです。ただ、グループホームを持ってございますので、そちらのほうからも考えておるところで、訓練期間と言ったらおかしいんでしょうけれども、3年をサイクルとして自立していただいとるところで、自社で持つグループホームのところと、また、糸島市の福祉と連携しながら雇用は計画していきたいんだというお話でございました。

議長

そして、自立といえますか、自立してもらいたいというふうなことでし

た。よろしいですか。

6 番

計画ですね。

議 長

はい。計画です。まだ実際にやってあるわけではありませんので、計画ではそういうふうに出ています。

ほかに何かありましたら。井上委員。

19番

19番井上です。先日、私たち農地対策B班でも農地改良届の完了の確認に行ったんですが、今度の農地改良もかなりの面積だったと思うんですよ。それで、周りは草が伸びかけて荒れ始めたふうな状態で、■■■■が倒産して、この後、■■■■■■■■■■さんが引き受けてくれるなら、営農計画も出て夢のような話ですが、我々はこれを信じるしかないと思いますので、これで営農を進めてもらいたいと思います。

議 長

ほかにありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決をとっていいですか。それでは、農地所有適格法人として適格と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の24ページをお願いいたします。

議案第48号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

なお、受付番号9番につきましては■■■■■■■■が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき議事参与の制限を受けられます。

そこでまず、9番の審議をしまして■■■■■■■■にご退室いただきまして西原職務代理者の議長代理をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

事務局 それでは、■■■■、退室をお願いいたします。

(■■■■退席)

事務局 それでは、職務代理、議長をお願いいたします。

職務代理者 それでは、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。
受付番号9番を奥委員より説明よろしくお願ひします。

15番 15番奥です。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

番号9番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

■■■■氏の親族に引受人がいなくて、今つくってあります■■■■さんのほうに贈与するようになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

職務代理者 どうもありがとうございました。ただいま説明がありましたけれども、これにつきまして質問、意見がありましたら、よろしくお願ひします。ないでしょうか。

(質問、意見なし)

事務局 質問等がないということですので、議案書の23ページをお願いいたします。農地法の3条の許可につきましては審査基準がございます。こちらの審査表の番号9番を見ていただきたいんですけども、こちらの審査表のいずれかに「はい」がつきますと、基本許可ができないという状況でございますが、全て「いいえ」に該当しておりますので、書類上の判断につきましては許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

職務代理者 それでは、9番について許可と判断される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

職務代理者 どうもありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。それでは、ここで議長をまた[]に交代したいと思います。

([] 着席)

議長

それでは、第3条の番号1番より説明をお願いいたします。東司時隆委員よろしくをお願いいたします。

16番

16番東司です。受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしく申し上げます。

議長

続きまして、4番を平野利延委員お願いいたします。

3番

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

これは売買ですが、売買のほうがある程度安いようですが、ここは放棄地状態になっているからです。

議長

ありがとうございました。それでは、番号3番を三苦幹治委員お願いします。

9番

初めて発表しますので、緊張します。受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしく申し上げます。

議長

続きまして、番号4番、5番を中園委員お願いいたします。

5番

5番中園です。4番、5番の説明をいたします。この案件の譲受人は先ほどの47号で適格と判断いただきました所有適格法人[]ということになります。

4番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

それから、5番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上であります。

議 長 続きまして、受付番号6番、7番を藤嶋委員お願いいたします。

7 番 7番藤嶋です。受付番号6。

【議案書に基づき読み上げて提案】

受付番号7。

【議案書に基づき読み上げて提案】

これは交換でございます。双方交換です。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、受付番号8番を原田委員お願いいたします。

1 8 番 18番原田です。受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、受付番号10番を奥委員お願いします。

1 5 番 15番奥です。

【議案書に基づき読み上げて提案】

9番と同じく親族が引き受けきらないため、そこで■■■■氏に贈与ということです。

議長

ありがとうございました。それでは、受付番号11番は私が説明させていただきます。

1番内野です。受付番号11番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしく願いいたします。

以上、3条の報告がありました。これにつきまして何か質問、意見がありましたら、どうぞ。審査表をお願いします。事務局。

事務局

議案書の23ページをお願いいたします。この7つの審査項目を判断材料として審議いただくわけですが、基本こちらの7つの審査項目のうち1つでも「はい」に該当する場合は原則として許可できないことになっております。

これを見ますと、審査表の中の番号6番、7番につきまして、「はい」、右から5番目ですかね、50アールに達しないというところで「はい」というところに丸がついております。こちらにつきましては議案書の28ページをお願いしたいんですけども、農地法第3条の規定の分、農地法施行令の規定の分ということで資料としてつけておりますけれども、農地法第3条の1項に農業委員会の許可を受けなければならないというところと、第2項につきましては次の各号に該当する場合は許可できないというところで、「ただし」というのがついております。中段になりますけれども、中段の下から2番目ですかね、「並びに第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。」というところが農地法第3条第2項の規定でございます。「政令で定める相当の事由があるときは」というところにつきまして、農地法施行令の第2条の第3項に記載がございます。「法第三条第二項第五号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。」というところで3号ございますけれども、今回、こちらの第3号で「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地」というところでございます。こちらにつきましては通常50アールを下回る分については許可ができないということでございますけれども、この第2項の分でただし書きでここに該当する場合についてはこの限りでございませぬよというところです。

じゃ、この限りではないという分については、その位置、面積、形状から見てというところに該当するかどうかというところで判断いただくようになりますが、同じく29ページに地図を載せておりますが、今回の申請地につきましては、 と の交換でございます。内容とし

ましては、[REDACTED]、[REDACTED]がそれぞれ今回の譲り受ける方の農地にひっついて一体利用ができるというところでの申請の内容かと思えます。よって、こちらの分につきましては下限面積未満ですが、一体として利用することが好ましいかどうかというところで判断いただくようになります。

また審査表に戻りますが、地図を一応見てみますと、6番、7番につきましては50アールの下限面積につきましては不許可の例外事項に該当するのではないかという判断ができるかと思えます。ほかは全て「いいえ」というところに丸がついておりますので、書類上の審査としましては全て許可相当だと言える案件でございます。以上でございます。

議 長 　　ただいま説明がありました。では、3条につきまして1番から9番を除いたところの部分で何か質問、意見がありましたら、どうぞ。中原委員。

4 番 　　4番中原です。1番、2番の譲受人が農地所有適格法人となっておりますけれども、何をされているのでしょうか。

議 長 　　東司時隆委員。

16番 　　16番東司です。この[REDACTED]は以前にもちよっと購入の件があって何か審議したんですけど、本来、養蜂、ミツバチを置いてやっております。そのミツバチの蜜源として花とかなんかを植えて、蜜源を採取するために花を植えたりしてあるところなんです。今回の瀬戸の部分もこのミツバチを置いてある付近の荒れた田といいますか、さっき副会長が言っていましたように、耕作放棄地に近いような田で、また、この持ち主が後継者もいなくて、困ってあったんですけど、ちょうどその話があったこのような形になりました。

議 長 　　よろしいでしょうか。事務局どうぞ。

事務局 　　済みません。今こちら[REDACTED]は所有適格法人になっておりますが、一応作付計画というところで農地法の申請書の中に記載するものがございしますが、まず、瀬戸につきましてはタマネギ、ニンニク、サツマイモというところでの作付計画が出ております。あわせて、こちらのもう一つの志摩吉田につきましては同じくタマネギ、ニンニク、サツマイモというところで作付計画が申請書に添付されている状況でございます。

議 長 　　東司委員、この[REDACTED]は長糸というかいな、あそこの新規就農というか、そこでしょんしゃったあそこのところのあれですか。ミツバチやらなんやら。

16番 そうです。■■■■の。

議 長 ほかに何か意見、質問がありましたら、どうぞ。藤嶋委員。

7 番 7番藤嶋ですけど、ここに金額的なものがちょっと出ていますが、金額の設定されている根拠みたいなものがあつたら、ちょっとお願いしたいんですけど。

16番 16番東司です。この金額に対しては全然私も関知しておりません。そういう田んぼやけん、また、後継者がいないというところで、持ち主が相談には見えたんですけど、金額的なことは一言もなかったもので、こういう金額で私は初めて見てびっくりしたところがありますけれども、田んぼは耕作放棄地というか、そういうことです。

議 長 土地の分のところも。

7 番 金額が出とうけんですね。

3 番 金額は私も聞いておりません。この辺はこれぐらいだと伝えただけで、金額的には幾らというとはぴしゃつとは聞いておりません。本人同士で話し合つとるけん。

議 長 ほかに。丸山委員。

6 番 6番丸山です。9番、10番、11番のことなんですけれども、こちらの事情は譲渡人の■■■■さんのところと、譲受人のところ■■■■さんと■■■■さん、10番と11番が。こちらは同じ住所なんですけど、そこら辺の関係はどんな、譲渡人は違いますのであれなんですけど、こちらは何かご関係は、同じ住所なので何かご関係あるんですか。

事務局 こちらは親子関係で、■■■■さんがお父さんで■■■■さんが子供さんになるという親子関係でございます。

3 番 別にしようとするね。経営が別になっています。

議 長 そういうことでよかったですかね。

6 番 はい、いいです。

議 長 ほか何か。東司委員。

16番 16番東司です。質問ですけれども、受付番号8番の譲受人が長糸の人やけん、ちょっと気になって聞くんですけれども、櫻井の田の場所といますか、位置はどこか大方の目印はわかりますかね。

議 長 原田委員わかりますか。

18番 現状の場所はどう言ったらよかですかね、この田んぼのあぜの中にはないところの状態やけん。

16番 ゴルフ場の近所。

18番 そうです。ゴルフ場というか、ゴルフ場が周りを買って取っている中にあるごたふうな感じになっとうとやないかな。

議 長 事務局、はっきりわかるなら、ちょっと。

事務局 こちらにつきましては今年4月総会か5月総会で、 の大分北側といますか、あそこは非農地証明で一旦見に行ったところで、ちょっと皆さんぴんとこないと思うんですが、 がここにあって、この黄色かところですかね。今おっしゃったように、 が結構周囲のほうは所有してあるんですけれども、事務局の聞いた情報ですと、今回の申請、 さんがそちらの の職員というところで、囲まれた土地ではあるけれども、 から通行をさせていただいて奥のほうの今回の申請地を耕作するという内容で事務所から聞いております。作付につきましてはゴボウや山芋とか、水稻ができればという内容で作付計画も出ております。事務局の持っている情報としては以上でございます。

16番 はい、わかりました。

議 長 ほか何か意見、質問ありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、採決に移ってよろしいでしょうか。それでは、3条の9番を除いた受付番号1番から11番につきまして許可と思われる方の挙手を

お願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、ちょっと1時間過ぎておりますので、ここで一時休憩したいと思います。15分。それで、3時から始めたいと思います。

(休 憩)

議 長

3時までちょっとありますけれども、みんな座っておられますので、審議を再開したいと思います。

議 長

事務局。

事務局

議案書の31ページをお願いいたします。

議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、第5条につきまして調査をしております調査部会長より説明をお願いいたします。

調査部会長(10番)

第1調査部会が担当ですので、報告します。議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。31ページですね。
番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

現地の調査資料の1ページと2ページもお願いします。

申請地は福岡志摩線の吉田バス停から350メートルほど北東側の農地です。申請地は周囲の農地や道路より2メートルほど落ち込んだ農地で荒廃していました。周囲の農地や道路と同じ高さに造成し、オリーブとヤマモモを作付する計画です。また、造成に伴い周囲の農地ののり面も埋め立てることになりますが、農地の地権者からの承諾書も添付されていません。

農地区分は農振農用地域内の農地ですが、造成に伴う一時的な転用行為のため不許可の例外に該当し、問題ありません。関係各課の意見も支障

となる意見もありませんので、第1調査部会では許可相当と判断していません。以上、終わります。

議 長 それでは、審査表の説明を事務局お願いします。

事務局 議案書の30ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、30ページに記載しております一般基準と31ページ右側の立地基準によりまして許可の可否を審議していただくことになります。

まず、30ページの一般基準ですけれども、こちらにつきましてはいずれも「適当」とか「該当なし」というところがございますので、こちらの一般基準につきましては問題ないということです。

31ページの立地基準につきましては、今お話がありました農振農用地というところでございますが、農地改良の造成工事に伴う一時転用でございますので、不許可の例外という事項に該当し、問題がございませんので、書類上につきましては許可相当であると判断ができるものでございます。以上です。

議 長 ただいま説明がありました第5条は1件だけですが、これにつきまして質問、意見がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 ないようです。この造成高が2メートルというふうになっておりますが、周りが全部埋め立ててありまして高いところばかりですので、その並みに上げるということで2メートルの造成高というふうになっております。

それでは、質問、意見がないようですので、採決に移ります。許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 それでは、次の審議に移ります。事務局。

事務局 議案書の37ページをお願いいたします。

議案第50号「農地改良届出について」、ご審議をお願いいたします。また、監督委員の選任もお願いしたいと思います。

議 長 それでは、農地改良届について調査部会より報告をお願いいたします。

調査部会長(10番) 議案第50号「農地改良届出について」。
届け出番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

38ページの地図をお願いします。それと、現地調査説明では3ページと4ページになっております。

申請地は岩本排水機場から30メートルほど西側の農地です。先月の農地改良届と同様に、糸島市下水道課の公共工事に伴う一時利用届が提出されており、仮置きした土を利用し農地を造成したいという内容です。現状は公共工事の土砂が入っており確認できませんでしたが、恐らく耕作可と思われました。今回、造成後の作付計画も提出されており、営農に必要な改良工事であると考えています。

また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第1調査部会では受理相当と判断しています。以上、報告終わります。

議 長 この農地につきましては、先月、周りが全部ほとんどずっと1ヘクタールほど出ておりました、あそこの続きであります。まず、これにつきまして質問、意見がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、採決に移ります。農地改良届につきまして受理相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。それでは、監督委員を西原職務代理をお願いいたします。

議 長 次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の41ページをお願いいたします。
議案第51号「非農地証明願について」、ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、非農地証明につきまして調査部会より説明をお願いいたします。

調査部会長(10番)

議案第51号「非農地証明願について」。
受付番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

場所は44ページの地図をお願いします。それと、現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いします。

申請地は二丈浜玉道路の鹿家休憩所から500メートルほど東側、唐津市との県境から260メートルほど北側に位置しています。現地は鹿家林道側と唐津側から確認に行きましたけど、鹿家のほうから上っても山の中で行けませんでした。また、唐津のほうに行って、そこにイチゴのハウスで作業してある方に聞いたら、私がその隣をつくっていたと。連れていってもらったんですよ。そしたら、途中で道がなくなって、30年ほど全然行っていないから、そこから30分ほど歩いていきますかと言われて、ちょっと夏で暑かったので、そこで今回は。そこまで行ったところでも竹が生い茂って行けませんと言われたので、現場までは行けませんでした。イチゴをつくってある方が30年前まではつくっていましたが、それからは全然手が入っていないもので、山の中ですということ。一番近くまで行ったところで。ずっと耕作放棄地ばかりのところでした。聞いたら、自分もその近くまでは30年前までは清見やらつくりよった。それで、一番猿が出る場所ですので、猿に食われるけん、イチゴにかえてイチゴをつくっていますと。ほとんどずっと耕作放棄地やったね。

事務局

この分につきまして調査部会で現地の状況も、今、説明した内容で、航空写真というのがございますので、その分の内容も見て、あとは現地の状況と、つくり手の方がミカン園を廃止しようという内容を説明、協議はしております。

議 長

それでは、2番をお願いします。

調査部会長(10番)

受付番号2。

【議案書に基づき読み上げて報告】

地図は46ページの地図をお願いします。それと、現地説明資料の7ページと8ページもお願いします。

申請地は県道大野城二丈線の三坂の信号から900メートルほど西側にありました。[REDACTED]の敷地内です。現地は[REDACTED]の建物及びロータリーの一部になっており、建物の登記簿を確認しますと、申請地を含む6筆の番地に昭和51年10月5日に新築され、昭和59年2月に増築の記載がありました。このことから建築後20年以上経過している建物の敷地としての状態であったことが確認できます。

また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第1調査部会では認定相当と判断しています。以上、終わります。

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

48ページの地図をお願いします。それと、現地調査説明資料の9ページと10ページをお願いします。

申請地は志摩漁協の西側、[REDACTED]の一角にありました。現地はもとは桃か梅の果樹を作付されていたかと思われませんが、山林化しており、農地への復元が困難な状態でありました。

関係各課からは支障となる意見は出ていませんし、第1調査部会では認定相当と判断しています。

続きまして、受付番号4と5と6と7。場所的に同じですので、続けて説明させていただきます。

受付番号4。

【議案書に基づき読み上げて報告】

続きまして、受付番号5。

【議案書に基づき読み上げて報告】

受付番号6。

【議案書に基づき読み上げて報告】

同じく7。

【議案書に基づき読み上げて報告】

地図は50ページの地図をお願いします。それと、52ページ、54ページ、56ページもあります。それから、現地調査説明資料が11ページから18ページになっています。

現地は県道大野城二丈線の門口橋の信号から120メートルほど北東側にあります。現地は孟宗竹が生い茂り農地への復元が困難な状態でありました。

関係各課からは支障となる意見は出ていませんし、第1調査部会では認定相当と判断しています。以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま非農地証明願につきまして調査部会より説明がありました。何か質問、意見がありましたら、どうぞ。井上委員。

19番 19番井上です。番号2番の件についてお伺いいたします。地図を見たら、両方とも■■■■さんの持ち物になっとうみたいですが、今回の非農地証明に出ているのはこの真ん中の分だけですか。

議長 事務局。

事務局 ■■■■については過去に非農地証明願を出した物件でございます。その残りの分■■■■番地が今回非農地証明を出しそびれておったというところで申請が上がってきておる状態です。

19番 もういっちょ隣は。■■■■。

事務局 そうですね、今回は■■■■番地だけの証明願というところ、ちょっと調べて見ないと、何とも。■■■■とか。

19番 用地区分は農用地になっとうけんね。これが多分30年以上こういうふうな状態が続いとうと思うたいね。

事務局 そうですね。こちらについては先ほど報告があったとおりですね。申しわけありません。議案の香力、除外地でございます。済みません。こちらは議案書の訂正をお願いいたします。済みません。2番の香力につきましては除外地でございます。こちらは印刷誤りでございます。訂正をお願いいたします。（発言する者あり）2番の農振区分ですね、農用地分については誤りがございました。訂正をお願いいたします。

19番 両方とも除外地。

事務局 そうです。済みません。この一帯が

19番 ■■■■と■■■■も除外地。

事務局 はい。この辺一帯が除外地になっております。今、調査部会長からあつたんですけれども、登記簿も提出されていて、今回6筆というのが■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■番地というところに昭和51年10月5日新築という形で、こういう形にしか読み取れないんですけれども、また、昭和59年2月に増築というところでもございました。うちのほうも農地転用の経過を確認したんですけれども、ちょっと過去の台帳でこちらは定かではない情報でちょっとどうかと思うんですけれども、昭和52年8月31日付で468番ほか7筆というところで、■■■■が苗木、植木の仮植置き場というところで転用許可をとってある案件がございました。ただ、ほか7筆というところが■■■■番地を含んでおったのかどうかというのはちょっと定かではないので、正確な情報ではございませんが、恐らく土地の建物登記簿と同じ地番が含まれておりますので、農地法の許可については昭和52年の8月で取得したものではないかと思われます。これは定かな情報ではございませんが、許可の受付簿を確認しますと、そういう情報がありましたので、この場で報告させていただきます。

議 長 ほかに何かありましたら。丸山委員。

6 番 6番丸山です。4番から7番ですけれども、続いて全部長野に集中しているんですけれども、写真を見たら、ずっときれいな竹が並んでいますけれども、こちら辺は何か意図があつての全員そろって非農地にされたということなんですかね。何か場所的に。

事務局 こちら申請書には全く記載がないんですけれども、地元といたしますか、■■■■さんが竹林の整備というところで農林水産課にご相談している案件ではないかと思われます。ただ、この願い出を持ってくるときに、そうだからなんていう話はちょっと聞いていませませんが、恐らく一斉にこの整備をされるものかと思われます。ただ、現地の方は孟宗竹がびっしり生えていましたので、調査部会長の報告で困難ではないかという部会での意見を取りまとめているところです。

6 番 その後というか、非農地にされた後のあれはどういうふうにされるかというところまではまだ話にはなっていないですか。

事務局

結局、この非農地証明という部分については、ほかの3条とか4条、5条とかというところは目的を持って申請されるわけですがけれども、こちらにつきましては現状がどうだというところの判定ということで、その後どうなるかというところまでの審議等は加味できないところがあると思います。ただ、おっしゃられているとおり、そういう竹林とかの整備というところも聞いていますが、そうではないかという気もしますけれども、ちょっと今回の審議としては現状の分での判断というところでご審議いただければと思っております。

議長

よろしいですか。東司委員。

16番

16番東司です。今の件ですけど、私ここの担当といたしますか、ここの竹林の整備がありよるのは目にしました。今、何か刈られているというかな、事務局が言いました（「 」と呼ぶ者あり）そこだというのはちょっと確認できていませんけど、10人程度の人が来て竹を切ったりなんたりしているのは見ました。

議長

切ってあるんですか。

16番

1回は入っています。

議長

その現地に。

16番

現地に。だけん、この写真の前のほうは割ときれいな形なんです。

議長

余りむやみに切りよったら、地目変更できんごとなってしまうかもしれない。

16番

そげん立派な竹じゃないけど、枯れたとやらいっぱい中にあるでしょうが、そういうのを全部あれしたりして何かしよったです。

議長

丸山委員。

6番

そこら辺で今も竹を利用してメンマとか、あと、タケノコとか、いろんなを出してあるのをちらっと見てますので、そこら辺が非農地にしてされるのかなと、きれいになっているからですね。今そういうのを利用してタケノコを出したりとかされているので。

議 長

事務局。

事務局

多分山林関係、農林土木関係の補助か何かがあるんじゃないかなと思うんです。竹林として整備するということになってくるとですね。そういうのを活用されるために地目が畑のままでは難しいところがあるんじゃないかなということで、今回地目変更をされるのが目的じゃないかなと推測しただけで、具体的にそういうふう聞いたわけじゃないんですけども。恐らく今言われるように、竹林として整備してメンマとして活用するような活動を[]さんはされておられるので、その活動につなげていかれるというふうな目的じゃないかなということでございます。

議 長

よろしいですか。ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、採決とっていいですか。それでは、非農地証明書の発行に同意する方の挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

議 長

多数です。

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の58ページをお願いいたします。

議案第52号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」、ご審議をお願いいたします。

内容につきましては農業振興課がお見えですので、説明をお願いしたいと思います。

議 長

それでは、農業振興課お願いします。

農業振興課

農業振興課の笹川と申します。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきたいと思います。

今回意見照会という形でご意見を伺う農業経営の改善計画の申請者でございますけれども、[]さん、年齢は36歳。波多江地域で施設野菜トマトを営んでいる農業者になります。経営規模については46ア-

ル、それから、5年間の農業経営改善の中では、トマトの収入がない時期にミョウガを2アールつくって出荷をしてみたいということで計画を立ててあります。年間の農業従事日数としては350日、3,000時間。それから、営農類型としては施設野菜を主とした営農計画となっております。

こちらは農業従事日数についてはちょっと多くはなっておるところでございますけど、昨今、雇用がなかなか確保できないという状況や本人がまだ年齢的にも頑張りたいということですので、こういった計画になっております。

計画の概要としましては今回新規に認定農業者の申請をされておりますけれども、今46アールあるハウスに環境制御装置を導入してICTを活用してデータ蓄積をして、蓄積したデータを生かして作物にとって一番よい状態で営農を行うことで、品質向上、収量の向上に取り組んでいきたいということでございます。

それから、あわせて作業場兼倉庫をつくってGAP取得に取り組んでいくという計画となっており、経営の改善に向けた内容となっていると判断しております。

面積的にも十分な経営面積もあると考えておりますので、認定農業者認定相当であると考えております。

議 長 ただいま経営改善計画の認定に係る聴取ということで説明がありました。何か質問、意見がありましたら、どうぞ。三坂委員。

13番 ■■■■さんの息子なんですね。■■■さんは認定農業者ですか。

農業振興課 以前、平成22年までは認定農業者として経営改善計画の認定を受けてあったんですけども、その後、一度更新が途絶えられておまして、期間をあけて、今、経営主のほう息子さんにかわられた中で再度認定農業者としての認定を受けたいということで今回申請をいただいております。

13番 はい、わかりました。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら。中園委員。

5 番 5番中園ですけど、経営面積46アールということは最低50アールの所有ということには別にかからんですか。

事務局 その件につきましては下限面積の特例と、先ほど申し上げた交換のときも出てきた内容と同じなんですけども、花卉とかハウス栽培で集約的農

業が行われるものにつきましては50アールを切っても許可できるという規定がございます。今回トマトのハウスということですので、施設野菜につきましては農地法でいう50アールの下限面積の特例を受ける施設というところで経営に当たっては特例を受けられる規模かと思います。

5 番 その特例というのは糸島市の農業委員会で

事務局 こちらにつきましては農地法の適用ですので、全国的な話でございます。農地法の先ほど出てきました、資料には載っていないかと思えますけれども、農地法の第3条の2項5号にひっかかるというところで、こちらの特例につきましては農地法施行令第2条で権利移動の不許可の例外というところがございます。こちらにつきましては同じ条文にはなるんですけども、施行令第2条の第3項というところで、交換だけは3号ですよという話をしたんですが、こちらの1号に「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められること。」というところが施行令第2条第3項1号の規定でございますので、施設ということですので、集約的農業が行われることということで下限面積の特例要件に該当してくるということになりますので、今ご質問の5,000平米以下の経営規模であります、集約的営農施設ということで農地法も許可が出る規模ではございます。

議 長 ほかに何か意見、質問ありましたら、どうぞ。井上委員。

19番 19番井上です。これは質問ですけど、不勉強で申しわけないんですが、ICTを活用してデータを蓄積と書いてありますが、横文字に弱いもんやけん、もし、わかったら、わかる範囲内でようございますので、教えてもらいたいんですが。

農業振興課 いわゆる以前ITという言葉でコンピューター等を使っているような機械等をコントロールしていくという言葉がございましたけれども、今ICTと申しますのは、双方向に情報データをやりとりしながら、例えば、センサーで温度をはかったりとか、いろんなそういう機械を使ってデータを双方向にやりとりをしながら情報を分析して、栽培の環境を数値として処理していくという形ですね。その年毎の収量であったり、そういった環境との農作物のできぐあいという関連をデータとして活用しながら農作物が一番よい状態になる環境をコントロールしていこうという取り組みです。

議 長 よろしいでしょうか。

19番	はい。
議長	ほかに何かありましたら。 (質問、意見なし)
議長	なかったら、採決に移ります。改善計画に異議なしと判断される方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員です。
議長	次の案件に移ります。事務局。
事務局	議案書の62ページをお願いいたします。 議案第53号「糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」、ご審議をお願いいたします。 同じく農業振興課の職員より説明いたしますが、別紙の資料をご準備いただきたいと思います。
議長	それでは、農業振興課より説明をお願いいたします。
農業振興課	農業振興課笹川よりご説明をさせていただきたいと思います。座ってご説明させていただきたいと思います。 手元の資料、左肩に議案第53号と書いてある資料を中心にご説明をさせていただきたいと思います。 なお、今回は農業委員の皆様改選があつているということで、まず、少し制度のご説明をさせていただきたいと考えております。 農業振興地域の整備計画とは、簡単に申しますと、主に土地利用の観点から農業の振興を図る計画となっております。具体的には連担性のある農地、広がりのある農地や土地改良事業等が行われた農地、大規模な農業用施設の集積がある施設団地等を中心として、農業振興地域整備計画の中で農用地、あるいは農業用施設用地等として土地利用の用途を指定しているところです。 また、国や県の各種農業関連の補助事業を活用する際には事業が行われる場所がこの農業振興地域の農用地であることが要件となっている事業

が多くあります。

また、農地を売り買いする際にもこの農振農用地として指定されている農地については農業委員会のあっせんの制度等で農地を売り買いした場合に税の控除を受けることができるなどのメリットがあります。

このため、糸島では昔から農業が盛んな土地として多くの農地を農業振興地域の農用地として指定をしているところです。

一方で、土地の所有者が農地の転用を希望する場合は、この農業振興整備計画の土地利用計画で農用地として指定されている土地はそのままでは農地の転用ができないため、まず最初に、農振農用地からの除外という手続を行う必要があります。反対に、現在農振農用地になっていない農地について農業関連施策の活用を行っていきたいといった場合などに、農振農用地に編入をするという手続もございます。

そうした中で、この農業振興地域の農用地の除外、編入等について皆様のご意見を伺うという形となっております。

この農振農用地から除外を行うときには基準となる5つの要件があり、要件に沿って検討を行うこととなります。農業振興地域の農用地からの除外についてはこの要件に合致するかどうかを中心に検討を行い、また、関連機関の皆様のご意見も伺いながら、市の計画変更案を作成、県の審査、同意という手続を経て手続を行っていくこととなります。

具体的な除外の要件については、この後、実際の案件を見ながらご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、配付の資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。議案第53号と記載をしてあります資料をごらんください。

ページを1ページめくっていただきますと、まず1ページ目に、今回農業振興地域からの除外を申請されております案件の一覧、1件目、志摩吉田■■■■、農業用倉庫及び駐車場として使用したいという申請でございます。

2番目については多久のほうで分家住宅の建設をしたいという申請でございます。

3件目につきましては東で植林をしたいという計画でございます。

それから、4件目につきましても東でレストラン及び農業用倉庫の建設をしたいという申請でございます。

それから、5番目、二丈深江■■■■、共同住宅の建設をしたいという計画でございます。

それから、6番目、二丈深江■■■■の一部、こちらは住宅の建設を目的とした申請でございます。

2ページ目には、それぞれ案件ごとの土地の所有者、申請者はこちらの所有者になりますけれども、それから、転用を行う転用事業者、それから、今回の変更理由ということで記載をしております。

それでは、1件目の農業用倉庫及び駐車場としての利用目的とした案件についてご説明をさせていただきます。

資料の構成につきましては、まず、3ページに農業振興地域からの除外に係る5つの要件に関する検討の状況。それから4ページに計画図。それから5ページには位置図、航空写真。6ページには農業振興地域の土地利用計画図、現況写真をつけております。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上が1件目の検討の内容となっております。

- 議 長 それでは、整理番号1番につきまして何か意見、質問がありましたら、どうぞ。
- このイチゴ狩り、そこの駐車場にするということで大型バスとか通るとあるが、あそこは結構地元の委員さんもおらっしゃるけんあれやろうばってん、離合とかなんとか、地元の人の車とかが迷惑とかならんと。
- 農業振興課 現地は離合ができないというほど狭いところではない模様であったかと認識をしておるわけです。
- 14番 バス同士はどう。
- 農業振興課 バス同士の離合はちょっと難しい。ただ、はっきりなしにバスが来るとい形ではありませんので、受け入れるときにはバスが通ることがあるということです。
- 議 長 そこいらもそういった観光農園をするときの水利委員の承諾はとっておりますが、行政区自体のあれはとらんでいいとね。そこいらも奥まったところに駐車場とかをするやない。そしたら、ほかの人たちがイチゴ狩りの時期になると結構なろうと思ったい。そこいらのあれは行政区にはとらんでいいと。
- 農業振興課 特に行政区に何がしかの許可をとらないといけないという明文化されたものはないかとは思いますが、周辺に車がふえることでご迷惑をおかけすることもあるかと思しますので、そこは計画しております。■■■■さんのほうから周囲に断りを入れるように伝えることをしていきたいなどは思っております。
- 議 長 そこいらの申請が農業委員会に出てきたときに、そこいらはもっとあれ

せにやいかんということやね。何かなし今回というか、今はこれを外しますよというあれを今しようだけのことであって、あとは農業委員会が対処しなさいということ。

農業振興課

ここについては何がしか明文化されているわけではございませんので、ただ、観光農園を運営される■■■さんについても地元のほうとうまくやっ
ていくということは必要ではないかなと思われるところで、そうしたときに既にある程度受け入れをしてあって、地元の方というのはそこはある程度ご存じの部分が……。

議 長

そこいらはようわかるったい。新規就農で来てから地元でしょんしゃとばってんが、場所が一番奥まったところやけんね。そいけん、そこに駐車場なりなんなりしたら、そこは地域の人たちがどうなのかなと思うてからちょっと質問したわけ。

農業振興課

許可を得ないとできないという類いのものではないとは思いますが、そこは周辺にご挨拶をした上で始められるというのがスムーズなものかとは思いますが、そういうアドバイスをさせていただく形になろうかなとは思っておりますけれども。

議 長

そこいらは副会長よろしく願いしておきます。

3 番

1つ言えばくさ、この場所は説明のあったように、集落そのものがあんまりこの道に関してはそう多くはないっちゃんね。集落自体も。そして、これからの上はあんまり農地も、ため池はあるばってん、あんまり農地もないという行き来するごたところじゃないばってんね。それで、去年あたりも観光農園ということでしたったい。結果的には去年も大体ここを通過していくごたとはなっとうけんね。今のところは支障はないと思うばってんね。これがどんどん増えて大きくなれば別ばってんが、現状じゃ問題ないでしょう。

議 長

それでは、ほかに何か質問、意見がありましたら。藤嶋委員。

7 番

7番藤嶋ですけれども、再度お尋ね、参考にお聞きしたいんですけれども、県の審査とか言われていましたね。それと、計画内容の妥当性。妥当性というのはどういう内容が判断されるかということ、県の審査に上げられて、判断基準、そこいらがわかれば、もう少しお願いしたいんですけど。

農業振興課

いろんな計画がある中で明確な判断基準というところが、また、これこ

れの場合にはこうこうというような明文化されたものというのは余りないわけでございますけれども、例えば、造成を伴うものであったり、あとは治水の流れが変わるようなもの等についてはもちろんそういった開発の関連の法規に照らして適切であるかどうか等は見る形となりますし、あとは計画、計画の内容というのがそれぞれ一様でないところもございますので、そこについてはこれこれに該当するからオーケーというような明確な基準というものはないところでございます。

7 番 何となくわかるばってん。こういう計画をしたいと言え、それを判断するような基準はないということですか。

農業振興課 1つに農業振興地域に係る法律という中での事務処理になってくるわけですけれども、そこについては農業以外の用途に使うことについて余り詳細な、こういうふうでなければならぬというところは記載されておられませんので、用途、用途によって、例えば、計画内容は小さな建物を建てるために大きな農地を全て転用するとか、そういったところについてはまた計画内容の見直しの必要があるんじゃないかということで申請者とやりとりをさせていただくことがあるんですけども、具体的には数値的な基準というふうなところというものはないところです。

7 番 そのケース・バイ・ケースで対応して、審査されて県に上げて、県の判断がどう動くかという可否が出るんですか。いいとか悪いとか。

農業振興課 可否が出ることもございます。県のほうの中でいろんな審査をされる中でですね。例えばこういう農業振興地域からの除外でよく出てくる案件としては、住宅を分家住宅であったり農家住宅を建てたいというような案件が出てくる場合がございますけれども、そうした場合には、例えば、都市計画法の中で面積については上限が定められているといった基準、ほかの法律での基準を満たすということは必須になってまいります。

7 番 糸島で審議して出した分はすべて通るという案件として考えとっていいんですか。

農業振興課 すべて通るわけではありません。また県には県の視点というのがありますので、基本的には糸島市、市町村の土地利用計画という形になるんですけども、変更する場合には県知事の同意が必要というふうになっておりますので、その県の判断というものも必要になってくることではございません。

7 番

ありがとうございました。

議 長

よろしいですか。ほかに質問、意見がありましたら。原田委員。

18番

お伺いしますけれども、ハウスを順次土地を使いやすいような形になしながら建てたいというふうに思っているんですけど、一つ一つを農業委員会に許可をもらってこうやってやるのか。この整備計画というのを詳しく知らんもんやけんですね。農業振興課のほうでそういったことの中で申請を出してやれば、そういったことの資料そのものは農業委員会とうまく進んでいくというふうなところは。

議 長

それはちょっと今の案件とは違うけんですね。それは後で農業振興課のほうに相談しに行ってください。

18番

わかりました。済みません。

議 長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、整理番号1番につきまして採決をとります。
整備計画に異議なしと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。
それでは、整理番号2番の説明をお願いいたします。

農業振興課

2番目については申請者の娘さん夫婦の分家住宅を建てるという計画になっております。こちら資料については。

議 長

笹川君、これ1件1件しよったら、えらい時間かかるよ。全部説明してから一気に質問とろうか。よろしくお願いします。

農業振興課

では、2番目の案件については7ページに5つの要件の検討。それから、8ページに予定の計画図。それから、9ページに位置図と航空写真。それから、10ページに農地の土地利用計画図と現況写真を掲載させていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

2件目について説明は以上でございます。

議 長

それでは、整理番号3番をお願いします。

農業振興課

3番目の案件につきましては植林をする計画となっております。こちらについては12ページに計画図ということですが、木を植える植林の計画図ですので、図面としてはこれといったものというのには特にお知らせいたしませんけれども、全面に杉等の植林を計画されております。こちら地図につきましては13ページ。それから航空写真、同じく13ページに記載しておりますけれども、こちらの計画につきましては非常に日当たりのよくない農地ということで、また、谷状の地形になっておりますので、水はけが非常によくないということでなかなか農地として管理をしていくことが難しくなっているということでの除外及び植林の申請をされているところでございます。14ページにつきましては農振図、それから現況写真を載せています。

【議案書に基づき読み上げて説明】

実はこの案件につきましては一度非農地の申請があつているということで、ただ、現地を見る中で草刈り等の管理はされておりましたので、木が生い茂っているというような状況ではないということで非農地等は出ておりませんでしたけれども、今後の土地の管理を行っていくに当たって植林による土地を管理していきたいという申請でございます。3番目の計画については以上です。

議 長

それでは、4番目をお願いいたします。

農業振興課

4番目の計画につきましてはレストラン及び農業用倉庫の建設を目的とした計画でございます。15ページに検討の要件。16ページに計画図。17ページに位置図及び航空写真。18ページに農振図、現況写真を添付しております。

【議案書に基づき読み上げて説明】

事業計画については別添の資料を配付させていただいております。別とじになります整理番号4別添資料という資料がございます。

こちらの法人[]につきましては、もともと粕

屋のほうで健康野菜、いわゆる葉草に類するような作物で営農されていた法人で、平成29年に[]が糸島市東に所有しておりました[]の跡地を取得された法人でございます。

当該地は当初は荒れた状態になっており、取得後すぐには営農の準備が整っておりません。農業委員会のほうでも先日農地対策等で現地を見られた委員の方もいらっしゃるかとは思いますが、こちらの計画についてはこれまでの経緯、今後の経営及び事業計画等を含めて考えていく必要があるということで、法人のほうから詳細資料の提示をいただいております。

こちら別添資料の1ページと2ページは今回農振除外の申請をしてありますレストラン及び農業用倉庫の詳細図となっております。今回、農振除外の申請をされてあります中で、3ページ、4ページにこれまでの経緯と今後の運営方針ということで資料を提出いただいております。

内容を確認してまいりますと、[]、もともとは親会社は[]というタクシー関係の燃料等を事業内容としている会社の関連会社として設立をされた農業法人でございます。当初、糟屋郡粕屋町のほうで研究農業として健康野菜や機能性野菜の栽培を目的として農業の立ち上げをされてありますけれども、25年からはベビーリーフ等も挑戦をされておるようであります。それから順次、健康野菜、おかわかめ、セキレンカ、高麗人参の試験栽培を実施。それから、平成28年の春ごろに糸島市にあります[]の[]跡地の売却が行われるということでその入札に参加をしてあります。もともと粕屋のほうで営農されていた農業が賃貸による経営だったこと、それから、ハウス自体も老朽化が進んでおり、ハウスでの対応が必要になっていたこと、また、地下水等について旧炭鉱が近いためにpHが適さなかったことと、移転先の農場というのを検討してあったということです。これまで試験栽培をしてあった健康野菜について生産体制が整ってきたということで、糸島という土地でこちらの営農を始めたいということで九州電力の[]跡地を取得されております。

それから、平成29年3月には当該地の所有権移転を完了。その後、現地調査をしながら、営農のほうでは高麗人参の栽培というものを開発されていたということでもあります。

当該地につきましては[]のほうでもともと建ててあったハウスがあったんですけども、この中で継続して使用できそうなハウスが1棟であったというような調査をされております。

当該地については当初荒れている状況だったことから、イノシシが中にすみついていてということで近隣の方からも苦情等もありましたので、平成30年4月から周辺の伐採をされております。

また、平成30年9月に本店の所在地、登記の住所を糸島に変更され

て、糸島の農業稼働開始の準備をされてあるところです。伐採をされたことで敷地の内容と活用の計画というのをもちろん見直す中で土壌改良等が必要な状況がわかってきたということでございます。

これらの状況を踏まえて、当初全ての土地で営農を開始する計画ということだったんですけれども、さまざまな伐採や土壌改良等のコストが発生するというので、一部農振除外を申請されて収益性を高めた運営をしたいということで今回申し出をされております。

今後の運営方針についてはバイパス沿いの本件不動産、今回バイパス沿いの土地がありますけれども、そこに和食のレストランを建設して、自社農場での生産物を消費、販売、それから糸島産の野菜を提供していきたい、また、レストラン内で自社農園での製品の販売を行っていききたいという計画をされています。

この法人の経営の内容でございますけれども、当初、営農一本ということだったんですけれども、レストランの経営とあわせて事業を運営していきたいということで、5ページにはこれからの投資に必要な金額と事業計画を掲載してあります。

それから、6ページにつきましてはその投資を踏まえた損益計画。7ページにつきましては現在おかわかめの作付がされているハウスがございますけれども、こちらの計画。8ページにつきましてはこれから追加をしていくハウスの計画。9ページにつきましては高麗人参の水耕栽培の計画。

あわせてまして10ページに今回申請をされております和食レストランの計画を記載されております。こちらのレストランの計画につきましてはコンセプトとしてはてんぷらを提供する和食レストランで、糸島産の食材を中心としながら自社生産の健康野菜等も提供していくということでございます。

それから、11ページにつきましては今後のスケジュール。個々さまざまな工事が必要となってまいりますけれども、期間を2つに分けて第1期では、レストランの建設及び高麗人参栽培予定のもとと[]のほうで建てられた建物、管理棟の改修、既設のハウスの改修を行っていく計画。それから、第2期工事では、敷地内の給排水・電気等の工事と、追加のハウスの新設を中心とした工事を予定されています。こちらのスケジュール、計画につきましては12ページにA3の図面がございますけれども、12ページが第1期の工事に取り組んでいく内容、それから、13ページにつきましては第2期の工事に取り組んでいく内容が色分けで表示をされております。

ほぼ5年の計画の中では第2期までということでございますけれども、14ページのほうにつきましては今後長期的には、図面で申しますと、左上のほう、方角としましては南側になりますけれども、7棟ほど資

金のめどがつき次第ハウスの追加をして営農を行っていきたいということで計画を出されております。

農振除外の5つの要件について説明をさせていただきたいと思ます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、整理番号5番のほうに移ります。よろしく申し上げます。

農業振興課

5番目の計画につきましては共同住宅の建設ということでございます。19ページのほうに要件の検討。20ページのほうに計画図。21ページのほうに位置図と航空写真。22ページのほうに農振の図面と現況の写真をつけております。

【議案書に基づき読み上げて説明】

5番目については以上でございます。

6番目の案件、こちらについては住宅の建設を目的とした除外の申請でございます。24ページに計画図。25ページに位置図、航空写真。26ページに農振の土地利用計画図と現況写真をつけております。

事業内容としましては住宅の建設という表記でございますけれども、場所が都市計画上、市街化調整区域ではございませんので、分家住宅という概念がない場所にはなるんですけれども、申請者の娘さんご夫婦の住宅を建設したいということで申請になっております。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上6件が除外の申請でございます。

議 長

それでは、整理番号の2番から6番、除外ということで説明がありました。何か質問、意見がありましたら、どうぞ。中園委員。

5 番

5番中園です。わかりませんから質問ですけど、いずれも農地を農地以外のほうに転用ということですね。農地法上の転用許可申請とこの計画変更等の兼ね合いについてはどんなふう。

事務局

農地法上、先ほども議案審議させていただいたんですけれども、立地基準というところで農地がどうかというところですね。今回、今、農振農用

地の分について6件、分家住宅であるとか、植林であるとか、こういう分については現在のところ農振農用地なので、農地法の許可が出ないところでございます。ただ、農振の除外計画、こういう計画をもとに除外をしたいというところで、今、審議と、県のほうとか協議に行くんですけども、最終的に除外が許可になった場合は、今後、除外許可後にこういう転用申請が上がってくるというところ。一つ一つは申し上げませんが、結局、これがもし除外になった場合は第2種農地であるとか、第1種であるけれども、集落接続がとれるところの住宅を建てるものとかというところは事前に農振の担当のほうから意見聴取を出しておりますので、現在のところ、これが仮に除外が上がってきたときには立地基準上原則許可できる農地や例外規定に基づく許可見込みがあるところが今上がってきている状況ではございます。

議 長 よろしいでしょうか。(発言する者あり)

農業振興課 農業振興地域につきましては各案件の最後にこういう黄色い色塗りをした図を添付させていただいておりますけれども、いわゆるこの色塗りがされた土地、農業振興地域整備計画の用途が指定をされている土地についてはこの色がついた状態のままでは転用ができないという形となっております。事前にこういった農業振興地域整備計画の変更の申請をされて色をとる、いわゆる除外をするという申請を現在されているところで、今後についてはまた農地転用という手続がまだ必要になってくる状態です。

議 長 よろしいでしょうか。
ほかに何かありましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。原田委員。

18番 知らないんですけども、振興地域、これは今まで何かこういうふうな事例でずっと上げてこられとったんですかね。

議 長 そうです。

18番 そうですか。

議 長 年に2回。促進協議会というのがあって、それで出てきたものをまた農業委員会で異議がないかとか、そういった……

18番 今言われたように、審議がなされ、この判断で許可あたりはさきにいろんなことが農振地域の中で変わっていくみたいな話になっとうですね。

議長 　そして、この後、こういったものがまた農業委員会に転用として出てきます。

18番 　わかりました。

議長 　ほかに何かありましたら。■■■■■の件がここには結構計画はなされておるんですけども、現在、伐採なりなんなりして作業はしかかってあるんですけども、実際につくってあるのがおかわかめのところだけで、もうちょっと農業のほうにも力を入れてほしいというふうなことを促進協議会でも言ってあったというふうには聞いております。そんなふうでこういった今回は営農計画といいますか、それが今出てきているという状態です。

何か質問、意見ありませんか。藤嶋委員。

7番 　お聞きしたい。ちょっとわからんもんですから。今の整理番号4番ですね。整理番号4の地図が載っている計画図。この計画の中に野地野菜という部分があるんですよ。野地野菜ってどういった野菜、ちょっと野地野菜って聞かんもんやけん。

事務局 　露地ですね。露地野菜。

議長 　ほかに何かありましたら。

(質問、意見なし)。

議長 　採決に移ってよろしいですか。それでは、整備計画に異議なしと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 　全員です。

そして、今度は編入ということが書いておるみたいですので、よろしくをお願いいたします。

農業振興課 　それでは、今回、資料は除外の申請でございましたけれども、27ページから1件編入の申請がっております。こちらにつきましては二丈福井■■■■■の一部を畑として利用したいということで、こちらは県のほうの企業等活用型中山間地域活性化事業を活用したいという意味での申請でございます。28ページのほうには申請者であります土地所有者、それ

から、変更理由を記載しております。29ページにつきましては編入に係る検討内容。30ページにつきましては当該地の位置図、航空写真。それから、31ページにつきましては現在の農業振興地域の土地利用計画図、それから、現況写真を添付しております。

こちらにつきましては検討事項の中では、これまで農用地区域外であった理由としましては、当該地は余り排水性等がよくなかったということで耕作条件のよい土地ではなかったということで、いつときは荒れた状況になっていたということでございますけれども、今回、[]等を中心として取り組まれております企業等活用型中山間地域活性化事業に取り組んで、暗渠排水や電気牧柵等を設置をして農用地として活用をしていきたいということでございます。こちらにつきましては農業振興地域の農用地に編入をして農業の振興に努めてまいりたいと考えております。

この企業等活用型中山間地域活性化事業、こちらにつきましては事業の要件としては必ずしも農業振興地域の農用地でなくても可能な事業とはなっているんですけども、内容としましては企業活動の一環として企業の従業員等に現地に行ってもらって一緒に耕作放棄地の再生を行ったりという事業でございます。こちらにつきましては福吉地域より既に県に直接補助事業の申し込みをされて既に活動をしているところでございます。こういった県事業への取り組みを行っているところというのはやはり農振農用地に編入をしていくべきではないかということで今回の申請をされている状況でございます。

当該地は日当たりや水はけの問題で甘夏がもともと植えられていたものの、いつときは耕作放棄地というような形になっていたということです。

今後の取り組みとしては[]からアイデアをもらって、[]でこちらでとれた果樹の加工品の製造に取り組んだり、[]や[]への出張販売等を計画しているということでございます。

説明については以上です。

議長 ただいま整理番号7番の編入について説明がありました。何か質問、意見がありましたら、どうぞ。副会長。

3番 3番、平野です。お尋ねしたいんですが、この事業の企業等活用型中山間地域活性化事業とあるですね。これは大体どんな事業ね、内容は。

農業振興課 内容としましては企業を巻き込んで地域の活性化を図っていきましようという県の事業となっているわけでございますけれども、先ほどちょっと説明の中で申し上げさせていただいたように、例えば、[]であったり、そういった企業の従業員の方が現地に来て、耕作放棄地、取り組み地はこ

こだけではなくて、福吉地域の中でも農用地になっているいろんところで既にされてあるわけでございますけれども、そういった地域の活性化につながるような取り組みをしていくという事業でございます。

10番

私も中に入っているんですけど、県の事業で、今、■■と■■が協力してもらっています。補助金を使って耕作放棄地をなるべく減らそうということと、あとは既存のミカンの収穫をしたり、草刈りしたりの事業ですね。■■■からは一応来てもらって甘夏を使った6次産業化を今取り組んでいるんですけど、まだこれはどうなるかわかりませんね。

農業振興課

補足としましては具体的には補助の使途と申しますか、内容としては当該地の整地であったりですか、暗渠排水の工事であったり、また、甘夏の苗木の購入、それから電気牧柵の設置、噴霧器の購入、草刈り機の購入とか、企業の方にも来ていただいて一緒に作業するときの鎌の購入というのが実際の補助金の使途として記載してあるということでございます。

3番

そんなとは全部県の補助として出とうね。

農業振興課

全額ではない。一定の補助をしていく中でそういったものを買われて取り組みをされているところでございます。

3番

わかりました。

議長

ほかに意見、質問ありましたら。

(意見、質問なし)

議長

それでは、採決に移ります。この編入に対しまして異議なしと判断される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の63ページをお願いいたします。
議案第54号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)」、ご審議をお願いいたします。

こちらにつきましては事務局のほうで内容を説明させていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま農地利用集積計画について説明がありました。これにつきまして何か質問、意見がありましたら、どうぞ。

（質問、意見なし）

議 長 　　なかったら、採決に移ります。利用権集積計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長 　　全員です。

議 長 　　それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 　　議案書の65ページをお願いいたします。

議案第55号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」、ご審議をお願いいたします。

議 長 　　それでは、こちらについて調査部会で見えております。調査部会より報告をお願いいたします。

調査部会長（10番） 　　議案第55号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査の結果です。66ページの地図をお願いします。19ページと20ページもお願いします。

現地は住宅建築用の車両や資材が置かれ、そもそも農地としての判断ができない状態でした。調査部会では、まず、農地への復旧させることを優先させ、その後の状態で判断したいと思いますという協議となりまし

た。

第1調査部会としましては農地指定は非認定と判断しています。農地の指定申請につきましては現地調査時点の現況で判断しますので、今回は非認定の判断としましたが、農地転用の残地であり、道路も狭く、遊休農地となる可能性がある農地ではありました。以上、報告します。

議長

それでは、審査表の説明をお願いします。事務局。

事務局

審査表の説明を行います。64ページでございます。住宅に付属する農地指定申請の審査表というところで、何回かありましたので、住宅に付属する農地ということにつきましては、まず、(1)から(7)の審査表に対して該当するかどうかというところで審査をしていきますが、まず(1)につきましては、記載のとおり、住宅の所有者と農地の所有者がもともと■■■■さんの土地であったかということですが、こちらについては同一でございますので、適合ということになります。

所有権移転登記の際に支障となる所有権移転仮登記や他の権利の設定につきましてもございませんので、適合ということになります。

あわせて農地中間管理権とか利用権の設定がされていない農地でありましたので、こちらについても適合と。

4番につきましては原則として住宅の所在地と同一の大字内ということで、もともとの■■■■を分筆して転用してすぐ隣の敷地ということになりますので、こちらについては該当すると。

(5)原則として20アール以内である農地ということで面積のほうが747平米ということで適合しております。

こちらにつきましては(6)、今、調査部会のほうからあったんですけども、結局、66ページの地図と67ページの字図をちょっと見比べていただきたいんですけども、■■■■が今年の6月に農地法の5条の届け出で住宅建築の許可、受理通知が出ておるところです。もともと■■■■を住宅建築用に分筆した残った残地が■■■■というところでございます。こちらについて住宅に付属する農地の指定申請が出ておるという状況です。現地の説明があったとおり、住宅地の一角となって、今回住宅が建ちまして、ここが取り残された農地となるというところ、通作道についても狭いところなので、無理だということで報告があったとおりでございます。ただ、この(6)につきましては農地の全部、又は一部が遊休農地であるかというところで調査部会の判定としましては、別添現地調査資料の20ページの写真にあるとおり、現地確認をしますと、この■■■■の住宅建築の最中だったというところで、そもそも今こういう住宅建築用の車両とか材料が置かれておる状況なので、そもそも農地ではない状況だということで、まず、調査部会の考え方として、農地に復

旧しないと、そもそも農地じゃない状態なのでというところで、こちらについては復旧指導をするということで非認定ということでございます。

あわせて（７）につきましても、結局まだ農地ではない状況で適当な農地であるかというところにつきましても未定の状態でございますので、現状的には否というところでございます。

審査表につきましては（１）から（５）までが適合していますが、（６）、（７）につきましては適合しないということとなっておりますので、審査表の説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま説明がありました。これにつきまして質問、意見がありましたら、どうぞ。ありませんか。職務代理。

職務代理者 ２番西原です。今までの部分は、結局、自分の家を処分するときにそれに付随した農地を指定しようた分ばってん、これは隣に家を建てたかったから取得するために■■■■君が指定しよう分でしょう。そいけん、そういう指定のあり方、大体まだ今までしてきとらんけんくさ。

議 長 どう、事務局。

事務局 今、職務代理のほうが言われたとおり、今までにつきましては既存の住宅があって、かつその隣とか奥とかに畑、田んぼがある部分が今まで４件ほどありましたが、その分が主でございました。ただ、先月の総会でもお配りしたと思いますが、取り扱い基準の中で農地転用の残地となる農地、道路でもそうですけれども、転用に伴って残地となった農地が遊休地化してしまう場合についても適用する取り扱い基準でございますので、今回初めて出てきたケースでございますが、転用の残地について遊休地化しとったということで指定申請が上がってきておるんですけど、取り扱い基準的にはこのような転用に伴う残地の農地部分についても該当するという取り扱い基準でございます。以上です。

議 長 よろしいですか。

職務代理者 納得いかん。

議 長 最初にその農地を持つとった人と今度申請になった人が同じあれやったら、１年間なら取得許可というふうなあれになっているというふうに聞いております。今５条で別の人を買わっしゃったばってんが、その前は■■■■さんが処理してあった。それで、今度申請が上がっているところも■■■■さんの土地であって、その土地が１年間以内に付属の農地ということで申請

が上げれば、許可相当というふうになると聞いております。

職務代理者　これは農振農用地じゃないっちゃろう。

議　長　　違います。よろしいでしょうか。それを聞いて副会長が何か言わっしゃったか何か知りませんが、またきれいにあれしておられます。それで、そのままほっといて何かし1年間以内にまた申請を出してくださいというふうに指導はしております。

採決とってよろしいでしょうか。質問、意見がありましたら、どうぞ。

事務局　　たしか西原職務代理が農政対策やったですかね。その中でこういう5条の取得をして農地の一部に家を建てるときに、その残地がまた遊休農地化するということで、一番いいのは、もし、5条の申請で建てられる方が農地として活用していいよということであれば、それが一番遊休農地を防げるんじゃないかなということ、たしかこれも範囲に入れようということでしたんですけども、初のケースなので、今までは建物が建つと土地に付随してということでしたので、初めてのケースでちょっと私も、えっと思うところはありませんけれども、今は適用することにしていきます。ただ、当初この制度をつくったときにいろいろ課題が出てくるはずだということで、その都度見直していこうということでも考えてつくっておりますので、1年に1回ぐらいこの部分については検証していただいて直していったいいと思っておりますので、その機会に意見等いただければというふうに思っております。今は適用できるということになります。
(発言する者あり)

議　長　　違う。ここへ建ててある方がこれを買うとですよ。

3　番　　同じ人じゃなからにやいかん。

議　長　　そうそう。

職務代理者　そいけん、この人が営農をきちんとすればよかとよ。

議　長　　そうです。そのとき出たときにまたヒアリングをせにやいかんとです。

3　番　　だけん、今の形で言えば、写真でわかるごと、車を置いたり、材料置き場になつとけん、もともとがこれ自体が悪いとやけん。もとの農地の状態に戻してもろうて、そして、6月に買うてあるけん、来年6月までのう

ちに何か作れるなら作って行って少しは遊休化するというか、そんなふうな状態にならんと、ちょっとされんとですたい。だけん、そこんところは時間的にどうかなというところもあるばってん、一応今のところはそういうところですよ。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 採決してよろしいですか。それでは、農地指定に非認定という方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員。
以上、審議は終わりましたので、あと、その他のほうでお願いします。事務局。

事務局 それでは、その他というところで今回の資料でしていきますが、68ページにつきましては、あっせんの方に審議しましたとおりの、あっせんのでんまつというところを載せております。報告でございます。

同じく69ページにつきましては、あっせんの申し出の取り下げが出ておりますので、こちらでも報告ということで、推進機構売買でできないかというところでの取り下げと伺っております。

70ページから74ページにつきましては新規就農、所有適格法人の分についての資料でございます。

あと、農地対策B班の報告を載せておりますので、委員長のほうをお願いいたします。

議 長 それでは、農地対策B班の報告についてよろしく申し上げます。

16番 16番東司です。農地対策委員会B班現地調査報告について。

番号1番。井原字野田■■■■。台帳面積2,497平方メートル。地目が田です。ここは瑞梅寺の山のほうで調査のときにその農区長さんから連絡があった模様で、農地にコンクリート片とかが置かれているようだというのでありまして見に行きましたけれども、それほど多くの残土があるというよりも、使用土が通作といいますか、田んぼに入る程度のそういうものがあって置いてあるのか、本当に残土処理として置いてあるのかというのがまだ確認がはっきりできませんでしたので、所有者のほうに文

書で通達して、どういう目的であるかということを知りたい。事務局のほうから文書を出してもらいたい。というようにしております。

続きまして、番号2番。二丈吉井西縄手[]番地。台帳面積750平方メートル。台帳地目は田です。ここは住宅地の間にこの場所があります。見に行ったら、コンテナと申しますか、車の後ろについているコンテナのようなものが2つ3つありまして、その上に仮の柱を建てまして屋根を設けてありまして、ちょっと言えば、車庫のような形になって使っていました。これも使用目的がどういう目的でやっているかということを知りたい。文書で意見を聞くように事務局から出してもらいたい。というようにしております。この違反の疑いは都市計画課からコンテナが置かれているということで調査に行きました。

続きまして、受付番号3番。二丈深江竹ノ下[]、[]、[]。台帳面積1,052平方メートル、965平方メートル、2,551平方メートル。地目は田です。ここは[]、さっきも議案に出していましたところの一時転用で埋め立ての許可が出ているということでその確認に行きまして、大体埋め立ては[]が計画していたとおりに埋め立ててあります。それから、3条申請が出て今日の話になっているところがございます。

続きまして、番号4番。志摩吉田御給[]ほか1。台帳面積3,989平方メートル。台帳地目は田ですね。ここは新規就農で立派にキュウリが作付されて、その残りにはタマネギも収穫中で問題はないということで見えております。

続きまして、番号5番。二丈福井瀬石谷[]。面積3,483平方メートル。地目は畑です。これはミカン畑です。結構ここも周りは荒れたようなミカン山で、1件だけきれいにまだ作付してあるとありまして、その方が自分の園地だった防風林と申しますか、木とか石を現地の下谷みなどところに投げ入れてあって、その持ち主のお孫さんに当たる人が農地にこういうことをしているのかということを知りたい。相談があって現地を見に行きました。調査している途中にこのミカンをつくってある耕作者の人にたまたま話して、ちゃんとそのときは話をしてお金を入れるから、支払って許可をもらってやっとなら、ちゃんと証人もいるという話を聞きまして、そこいらのあれだったら、お金をやっているという証人もいるという話だけでしたので、はっきりしたことはわかりませんでしたので、そこいらの事情を知りたい。ということを知りたい。ちょっと詳しいことは事務局のほうでそこをお願いしたいと思います。

議長

事務局。

事務局

まず、3番の二丈深江の分ですけれども、農地対策のときには農業委員

会長名で完了の報告を上げますというところで、現地が完了をしているかどうか、許可をとったけど、完了の報告ができていないので、現地を見に行っただけですけども、報告があったとおり、現地は完了しておるということで、以前、県に破産管財人が農地の手続とかよくわかっていないから会長名で完了の報告を上げていいかというところで聞いたところ、読めない場合がありますので、いいですよというところだったんですけども、この内容で農地対策を終わっていたんですが、翌日確認してみますと、やはり破産管財人でということになりましたので、こちらは農業委員会会長名というよりも破産管財人でということに訂正をお願いいたします。

5番の分という部分につきましては、今、委員長が言われたとおりでございますが、最終的に当人同士、■■■さんと■■■さんについては合意のもとで木とか石とかを置かせてもらっている、お金は渡している、証人の方はいますということで、こちらとしては撤去をさせるかどうかというところも一つ出まして、じゃ、撤去ができない場合はどうしようかというところで、双方の貸し借りの契約自体も金銭が入っているからあるものだというところで、最終的には農地転用という形で、撤去での解決ではなくて農地転用許可申請、双方の連署で出してみてもどうですかという案内をしたという内容でございます。こちらについては97歳、■■■さんはご高齢でございます、お孫さんの■■■さんが相談に来てあって、孫さんとおじいちゃんなんですけれども、孫さんが相談に来てあったんですけども、結局貸し借り契約をおじいちゃんに聞いたばってん、覚えとらんと、多分しとらんとというところで、■■■さんが相談に来られたわけですけども、■■■さんの話を聞くところによると、同意をもらっておると。この分については整理していただく意味で、地権者の方にこういう話も聞きますが、農地転用申請というのもありますが、手続しないですかというところで終わっておるという状況でございます。個人間の貸した貸していないというところでのトラブルかとは思いますが、違反転用かどうかというところで、違反転用の是正については追認許可という方法をとったということで農地対策のほうでは結論が出たというところでございます。以上、補足となりますかどうかわかりませんが、説明を終わります。

議 長

それでは、農地対策の報告はこれで終わります。

続きまして、農政対策委員会の報告をお願いいたします。

3 番

78ページのほうに行きたいと思いますが、説明したいと思います。

まず、1番の視察研修につきましては皆さん本当に勉強になったと思います。

それから、2番目の福岡支部の研修会につきましては内容的には話しておりますが、別紙のほうでその日の日程表が大体こういうふうな形で出

ますので、これをよく見とってください。

そして、3番の農地利用最適化の取り組みにつきまして、この前から出ていますように、農協が販売農家とかに大体1,500戸にしたということですが、今度農業委員会のほうとしましても12月の転作台帳を配布するときに、できたら農区長さんのほうにお願いをしよう。内容的にはまだ検討中です。

それから、それに対しては農業委員会の役割といたしましては、マッチング等していかにかいかんと思いますが、まず、今年はアンケートを配布して、またそれを回収、取りまとめをしたいと思います。そして、2年目に入りまして戸別訪問とかやって、3年目には終了して、3年間かかって少しでも的確に取り組んでいきたいと思っております。

それから次、4番は広報委員会についてですが、今日は委員長さんがお休みでございますので、私のほうから言います。発行部数は大体4,500部ということにしております。今度の場合が表紙が雷山地区からお願いいたします。「がんばってます」が櫻井か野北地区からお願いします。広報については以上です。あと、内容に入りまして、そういう表紙とか「がんばってます」の日程が決まれば、また事務局で動いていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、今後の日程といたしましては、大体9月ごろ写真の依頼をお願いしまして、原稿が下旬になりまして、10月に納品して、11月に農区長にお願いして配布をしたいと思っております。

以上です。今日の分で別紙のほうのヒアリングのほうはこれを見てもらったらわかると思います。以上です。何かわからんことがありましたら。

議長

よろしいでしょうか。

それでは、農業経営改善計画認定申請者の件で事務局。

事務局

79ページに農業経営改善計画の認定申請一覧というところでつけております。この分につきましてはご一読いただくという内容、これは資料の提供でございます。今回も新規の場合につきましては総会で認定云々の審議を行いますけれども、継続につきましてはこういう形で情報提供をいただくという形になっておりますので、ご一読いただければと思っております。

それでは、今後の日程についてお話ししたいと思います。議案書の1ページを開いていただいてよろしいでしょうか。

今後の予定ということで、まず、第7回総会が9月10日1時半から、新館5階の1号会議室で行う予定です。

第2調査部会につきましては9月2日月曜日10時からの予定、3号

会議室で行います。

農地対策のA班につきましては8月20日1時半からの予定でございます。

農政対策委員会につきましては、こちらは9月6日に日程が変わっておりますので、農政対策委員の方につきましては9月6日13時半、3号会議室で行うということで予定を改めていただきたいと思います。

次の福岡県農業会議福岡支部研修会ということで8月22日「さいとぴあ」ということで14時から16時半の開催予定ということで、別紙のタイムスケジュールというところで書いております。うちのほうが当番ということで農政対策のほうでスケジュール等組んでおるわけでございます。電車の時間も確認いただきながらおくれることがないようにお願いしたいところですが、あとは講師の方とか役割分担ということで農政対策委員会のほうで割り振りをやっております。こちらのタイムスケジュールとかもありますので、ご一読いただいてぜひご参加いただきますようお願いしたいと思います。

こちらの分については資料でご確認いただければと思います。今後の予定につきましては以上でございます。

次に、その他ということで事務局から今配っている内容、皆さんこのタイムスケジュールも今お持ちでありまして、今回、業務必携という形でこういう冊子をお配りしておりますので、またご一読いただきまして委員さんの活動にご協力いただければと思っております。事務局からその他につきましては以上でございます。

8番のその他の事項につきましては今お話しした内容で農業委員さんのほうから何かございましたら、お願いいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長

ありませんでしょうか。なかったら、これでよろしいでしょうか。

事務局

閉会ということで閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

副会長

今日は本当皆さん慎重審議していただきまして、ありがとうございます。これをもちまして第6回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

令和元年8月9日

議長 内 野 敏 一

議事録署名人

8 番 成 吉 隆 義

1 2 番 宗 孝 幸